

(案)

令和2年12月 日

鶴岡市長 皆川 治 様

鶴岡市公文書等管理委員会

委員長 中村 眞 一

鶴岡市公文書等の管理に関する条例施行規則等について（答申）

令和2年11月2日付け総発第37号で諮問のありましたこのことについて、当委員会の意見は下記のとおりです。

記

- ・ 諮問第1号 鶴岡市公文書等の管理に関する条例施行規則（案）について
原案について適当と認めます。
- ・ 諮問第2号 鶴岡市文書管理規程（案）について
次の意見を付して、原案についておおむね適当と認めます。

<意見>

- 1 規定中に曖昧な表現となっている箇所があり、本来の意図に反して拡大又は縮小解釈される、あるいは職員によって解釈に幅が生じてしまうおそれがあることから、解釈の基準や該当事例を示す等の方策を講ずるべきである。
- 2 これまでの取組を尊重し、歴史的に、あるいは郷土資料として重要な文書が確実に保存されるよう、必要な方策を講ずるべきである。
- 3 条例等の目的を達成するため、文書の作成や公文書の管理の適正化を図ることは重要である一方、限られた人員で効率的な行政運営を図るためには、職員の文書事務に係る負担が過剰とならないような配慮も必要であることから、事案の重要度に応じたメリハリのある運用についても検討すべきである。